

2010年6月23日  
法制審議会 会社法制部会(第3回)

# 会社法制の見直しについて

～企業の競争力強化に資する会社法制の実現を求める～

法制審議会会社法制部会委員

八丁地 隆

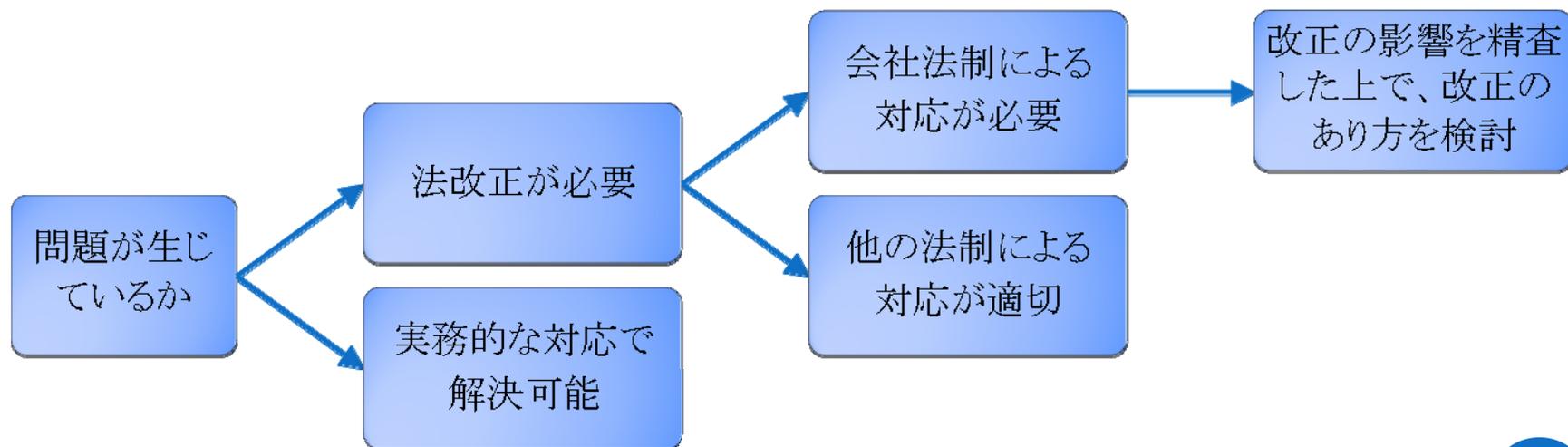
(株式会社日立製作所 代表執行役 執行役副社長)

# 1. 基本的考え方:会社法制のあるべき姿

- 全ての会社を対象とする事項について規定する基本法であり、弊害規制を原則とすべき
- 国民にとって分かりやすい法律であるべき
- 個々の企業のグローバル市場における競争力向上と、我が国産業の健全な発展に資する法制であるべき
- そのためには、各企業が自律的に創意工夫を発揮してそれぞれに適した企業統治を実現できるよう、必要な選択肢を用意し、機動的かつ柔軟な対応を可能とするような制度であるべき
- 企業が中長期的な企業価値の増大のために、多様なステークホルダーとの対話が継続できるフレームワークであるべき

## (1) 立法事実の見きわめ

- 見直しにあたっては立法事実を見きわめる必要がある
  - どうして各種提案がされているのかについて、提案に至る原因や事実関係にまで遡って、それぞれの提案の背景にある考え方を確認する必要がある



## (2) 日本の社会・風土に適合した会社法制を

- 諸外国の法制については、それが拠って立つ基盤となる法体系や関連法制の違い、社会・経済の実態の違いなどを十分に踏まえて評価すべき  
⇒安易な移植は避けるべき
- 我が国では、多くの企業が経営者と従業員が一体感を持って企業価値の向上に努力し続けているという企業文化も踏まえる必要がある



### (3) 見直しを与える影響への配慮

- 大多数の企業は、現行法制に則って適正にガバナンスを機能させているにもかかわらず、一部企業による不祥事のために、企業全体に一律的に過重な規制を課すべきではない
- 規制によって企業の活力を削ぎ、ひいては日本経済全体の持続的な成長を阻害することのないようにすべき
- 会社法制の見直しにあたっては、ガバナンスに要するコストが最終的には株主等の負担になることや、改正が会社自体だけでなく株主を含むステークホルダーにも大きな影響を与えることになることに配慮すべき

会社法制は、日本企業の競争力強化を促し、日本の産業の健全な発展に資するものとなることを目指すべき

## 2. 企業統治の在り方

- コーポレート・ガバナンスとは、企業の不正行為の防止ならびに競争力・収益力の向上という二つの視点を総合的に捉え、長期的な企業価値の増大に向けた企業経営の仕組みをいかに構築するかという問題
- コーポレート・ガバナンスの向上については、国内外の様々なステークホルダーの声を踏まえた各企業の多様かつ自主的な取り組みを尊重するとともに、機動的にガバナンスの向上につながる取り組みを実施できるような柔軟性の高い枠組みが必要
- 形式ではなく、実質に着目して、実効性のある取り組みを推進すべき
- 充実した開示を通じて企業経営の透明性を向上させ、株主や投資家が判断・選択できる仕組みが適切

## ※ 会社法・金融商品取引法・取引所規則の関係

- 金融商品取引法
  - 内部統制報告書、企業統治に関する開示規制の強化(コーポレート・ガバナンス体制、役員報酬、株主総会議決結果の開示など)
- 取引所規則
  - コーポレート・ガバナンス報告書、大規模第三者割当増資規制、独立役員届出制など

近年の度重なる法改正や上場規則等の拡充によって、既に十分に手当てされている点も多い

- これらの効果や影響について、事前に十分に検証する必要がある
- 相互の整合性や法令遵守のコストについて、不断の見直しが不可欠

## 各論①:ガバナンス機構のあり方

- 選択肢としての監査役(会)設置会社と委員会設置会社は、会社法制上、ガバナンス体制として等価値であり、引き続き維持すべき
- それぞれの事業内容等に適したガバナンス体制を企業が選択できる環境を維持すべき

## 各論②:社外取締役

- 執行に対して適正な監督を行える取締役である否かは、社外取締役であるかどうかといった形式ではなく、実質を重視して判断すべき
- どのような取締役会の構成とするかについては、各企業の自主的な選択が認められるべき
- 取締役が必要な適性・能力を備えているか否かという実質については、開示情報に基づいて役員選任議案への投票行動によって最終的に株主が判断する枠組みが適切
  - 株主に必要な情報は、既に開示を通じて十分に提供されている

社外取締役の一律的な義務付けは、各企業の規模・業種・業態に適したガバナンス体制の構築を制約する  
社外取締役の選任は、各企業の自主的な判断に任せるべき

## 各論③:従業員選出監査役制度

- 監査役の一部が従業員によって選出されることにより、当該監査役は、従業員の利益代表としての性格を持つことになる。特定の利害を代表する者が監査役に就任することにより、本来、会社に対する善管注意義務(責任)を負うべきであるにも関わらず、深刻な利益相反を生じ、適正な監査に支障を来す危険がある
- 選ばれた監査役が、他の監査役と同じ責任と義務を負うことができるのか疑問

## 各論④:いわゆる「監査のねじれ」問題

### 【現行制度における監査役の役割と権限】

- 監査役(会)の権能は、累次の会社法改正によって拡充され、その趣旨を踏まえ、企業は対応を凶ってきた
  - 単独で差止請求権を行使(昭和49年)
  - 会計監査人の選任議案について同意権(昭和49年)
  - 全監査役の半数以上は社外監査役とする(平成5年)
  - 会計監査人の選任について議案提出請求権(平成5年)
  - 取締役会の出席義務、発言義務(適法性に限定されない)(平成13年)
  - 任期4年へ伸長(=独立性強化)(平成13年)
  - 監査役の選任議案、報酬議案について同意権(平成13年)
  - 会計監査人の報酬の決定について同意権(平成13年)

- 監査役が既に与えられている権限を十分に発揮することによって、会計監査人の選任や報酬決定についての利益相反のリスクは排除できるのではないかと
  - 監査役は、会計監査人の選任議案及び報酬の決定について同意権を有している
  - もし、取締役会が選任しようとする会計監査人が適当でないと判断した場合や、報酬が適正でないと判断した場合には、監査役が同意を与えないことにより、監査役の意見を反映することができ、取締役会に対する牽制機能となる
  - 監査役(会)は、会計監査人の選任に関して議案提出請求権も有しており、イニシアティブを取れる立場にある

# 監査役への会計監査人選任議案・報酬決定権付与についてのアンケート結果

	日本経団連	日本監査役協会 (回答者:監査役)	日本公認会計士協会 (回答者:会計監査人)
サンプル数	68社/159社	2528/5167社	934社
選任議案の 決定権付与	<p>必要 3% 不要 97%</p>	<p>必要 30% 不要 70%</p>	<p>必要 43% 不要 46%</p>
監査報酬の 決定権付与	<p>必要 3% 不要 97%</p>	<p>必要 32% 不要 68%</p>	<p>必要 44% 不要 45% 分からない 11%</p>

# 監査役が権限を十分に発揮するためには 社内のサポート体制が重要

- 業務執行に対する監督機能の充実・強化を図る必要があるとすれば、現行の法制について改正を加えるよりも、むしろ、監査役が既に与えられている権能を十分に発揮できるために、監督機能を担う機関である取締役会と監査役会が協調して、体制整備や社内連携の強化等に取り組むなどの、一層の企業努力が必要である

例えば、各企業による実務改善の工夫としては、

- 監査役の業務をサポートする事務局体制の充実
- 内部統制部門との連携体制の整備など、情報伝達体制及び社内体制の一層の整備

### 3. 親子会社に関する規律

- 親子会社、グループ企業と言っても、  
その関係性は多種多様 ⇒ 一律に論じることは困難
- たとえ親子であっても別の法人格  
⇒ それぞれに法的には独立の存在であり、有限責任が基本である
- 親子会社は法律上は別法人格であることを前提に様々な法理が形成されており、これと不整合を生じないよう、理論的かつ多面的な検討が必要である
- 親子会社の関係で具体的に生じている問題は何か？

## 各論⑤:親会社株主に子会社役員に対する 代表訴訟提起権を与えるべきか

- 親会社株主に子会社役員への代表訴訟提起権を付与すべきでない
  - 子会社の経営は、一義的には子会社役員の責任である
  - 親会社は、株主としての権限に基づいて、重要事項について株主総会における議決権行使等を通じて、子会社を間接的に監督している
  - 当該親会社取締役がその任務を懈怠して子会社役員に対する会社法上の訴えを提起しない場合には、それ自体が善管注意義務違反を構成するものとして、親会社株主は、当該親会社取締役に対して株主代表訴訟によって責任を追及することができる

## 各論⑥:子会社株主総会決議事項について 親会社株主総会決議を必要とすべきか

- 子会社の株主総会決議事項について親会社株主総会の決議を要することとすべきでない
  - 親会社の取締役による子会社に対する株主としての権利行使(子会社株主総会での議決権行使など)に問題があれば、親会社株主は親会社取締役に対して責任追及することができる



企業経営の機動性、効率性を損なうおそれ

## 各論⑦:

# 会社の子会社少数株主・債権者に対する責任

- 具体的に現行の法制で解決できない問題があるのかどうかを明確にしたうえで議論すべき
  - 子会社の少数株主や債権者保護について、現行法制で不足する点があるのかどうかについて確認すべき

## 各論⑧:親子会社間等の取引

- 関連当事者取引については、既に関示規制が存在している
- また株主に対する利益供与は禁止されている
- 税制上、時価取引でなければ、その差額については寄付金として取り扱われており、それ以上の法制対応が必要かどうか、慎重な検討が必要である
- 子会社取締役は、会社に対して忠実義務・善管注意義務を負っており、これに反して子会社に損害を与え、親会社(=特定の株主)の利益に沿った行動をとった場合には、責任追及は免れ得ない

## 各論⑨：第三者割当増資

- 大規模な第三者割当増資によって、支配株主が移動したり、既存株主の権利が一方的に縮減されたりするなどの問題点の指摘がある



- 証券取引所において、上場規則等の改正により、濫用的な第三者割当増資を規制しており、少数株主の保護が図られている

## 各論⑩：親子上場

- 親子上場には利益相反が生じうることを問題視する指摘がある



- 指摘は親子上場固有の課題ではなく、支配株主のいる会社に共通する課題である
- 支配株主による濫用的なMBO等については、証券取引所規則等による行為規制で弊害を排除できる

## 4. その他の論点 (1)

### ① 株式買取請求権を行使できる株主の範囲の見直し たとえば

- 簡易組織再編の場合(特に完全支配関係がある法人間の無対価の場合)には、存続会社の株主への影響は軽微であるため、株式買取請求権を与える必要性は乏しい
- 組織再編等について、案件公表後に株主となった者に株式買取請求権を付与する必要性はない
- (関連論点)買取請求権を行使した者については、振替法により振替を制限し、買取請求権行使の撤回を事実上行えないようにすべき

## 4. その他の論点 (2)

- ② 特別口座を減少させる仕組みの検討
- ③ 企業再編時のブランド保護のための商号の仮登記制度の復活
- ④ 企業組織再編等により子会社の手元にある親会社株式の継続的保持
- ⑤ 長期保有株主に対する優遇策の検討